

(案)  
契 約 書

国立大学法人一橋大学（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、下記電子ジャーナルの利用に関して、下記電子リソース利用料及び手数料で、次の条項による契約を締結するものとする。

件 名 電子ジャーナルWiley Online Libraryの利用 一式

代 金 額 金 \_\_\_\_\_円  
(うち電子リソース利用料 \_\_\_\_\_円  
手数料\_\_\_\_\_円(うち消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_円))

※国境を越えた役務の提供等に係る消費税の課税に関し、甲は、上記電子リソース利用料に係る取引について、免税事業者である場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、「リバースチャージ方式」により特定課税仕入れに対する消費税及び地方消費税の額を申告・納税するものとする。

※上記手数料の消費税額及び地方消費税額は、消費税法及び地方税法の規定により課される消費税及び地方消費税に相当する金額で、代金額のうち課税取引分となる代金額に100分の10を乗じて得た金額である。

第1条 甲は別紙仕様書に従い、次の各号に定める役務（以下「本件役務」という。）を乙に発注し、乙はこれを受注して、善良な管理者の注意をもって本件役務を履行する。

- ① 上記電子ジャーナルを提供する出版社と甲とのライセンス契約締結の支援
- ② 上記電子ジャーナルに関する利用登録及び利用開始手続の支援
- ③ 上記電子ジャーナルの利用に関する質問への回答
- ④ 上記代金の受領及び本件出版社等への送金
- ⑤ 上記電子ジャーナルの欠陥、アクセス不良、その他の障害に関わる甲のクレームの本件出版社等への連絡

第2条 本件電子ジャーナルの使用場所は、国立大学法人一橋大学とする。

第3条 本件電子ジャーナルの利用期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日とする。

第4条 乙は上記代金額の請求書を、一橋大学学術・研究推進部学術情報課に送付するものとする。消費税納税方式がリバースチャージ方式に該当する場合は、請求書にその旨を記載するものとする。

第5条 甲は、令和7年1月以降、上記代金額を一括払いするものとし、適法な請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに、国立大学法人一橋大学財務部経理課より支払うものとする。

第6条 契約保証金は、免除する。

第7条 本件電子ジャーナル及びその利用に対する保証及び責任は、すべて各ライセンス契約に定められるものとする。

2 乙は、乙の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、本件電子ジャーナルの利用又は利用不能から生ずる損害（逸失利益、事業の中断、及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害を含むが、これらに限定されない。）に関し、一切責任を負わないものとする。

第8条 甲又は乙は、契約の履行に当たり、この契約に定める条項に違反したときは、文書をもって通知し、協議の上、この契約を解除することができるものとする。

第9条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本契約に解約の必要が生じた場合は、次の式により利用代金を算出し、支払済の利用代金との差額を甲へ返戻するものとする。

$$\text{利用代金} = \text{契約額} \times \text{利用日数} \div 365 \text{日}$$

第10条 利用代金の変更その他の事情により変更が生じた場合には、甲・乙協議の上この契約を改定する

(案)

ものとする。

第11条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
  - 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
  - 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)別記第2号および第3号を準用する。

第13条 この契約に定める無い事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第14条 甲・乙間に協議の必要が生じた場合に使用する言語は日本語とする。ただし、乙はあらかじめ甲の同意を得た上で、乙の代理人に協議の委任ができるものとする。

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通作成し、甲乙双方で各1通を所持するものとする。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

甲(発注者) 東京都国立市中2丁目1番地  
国立大学法人 一橋大学  
学 長 中 野 聡

乙(受注者) \_\_\_\_\_